

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

公共政策系専門職大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
京都大学大学院 公共政策教育部公共政策専攻	平成22年度	適合

公共政策系専門職大学院基準の大項目	公共政策系専門職大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教員組織	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守しているか。（「告示第53号」第1条第1項）	専任教員数は12名である。	専任教員8名の異動があった。なお、変更後においても、専任教員数は12名である。
	3-2 専任教員が、1専攻に限り「専任教員」として取り扱われているか。（「告示第53号」第1条第5項。なお、平成25年度まで、「専門職」附則2が適用される。）	専任教員12名は、1専攻に限り専任教員として取り扱われている。	専任教員8名の異動があった。なお、変更後においても、専任教員12名は、1専攻に限り専任教員として取り扱われている。
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上が、原則として「教授」で構成されているか。（「告示第53号」第1条第6項）	教授数は11名である。	専任教員8名の異動があり、教授数は12名に変更されている。